

新潟県パートナーシップ制度利用者に利用可能な行政サービス等

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和8年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
- ・この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
(詳細は各市町村にお問い合わせください。)
- 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、新潟県パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

●南魚沼市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
1	母子手帳の交付手続き	https://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/docs/5909.html		○	こども家庭サポートセンター	025-775-7902	本人以外の手続きには委任状が必要です。
2	保育施設の送迎			○	子育て支援課	025-773-6822	事前に送迎を行う者について届出（連絡）が必要です。
3	紙おむつ給付費	https://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/docs/2326.html		○	介護高齢課長寿いきいき係	025-773-6675	給付要件のすべてを満たす必要があります。
4	高齢者及び要配慮世帯住宅除雪援助費	https://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/docs/2328.html		○	福祉課福祉総務係	025-773-6667	給付要件のすべてを満たす必要があります。
5	障がい者の自動車改造費助成	https://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/docs/2363.html		○	福祉課障がい福祉係	025-773-6667	給付要件のすべてを満たす必要があります。

●南魚沼市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
6	公営住宅への入居申込み		○		福祉課公営住宅係	025-773-6667	同居（予定）者が事実上婚姻関係と同様の事情にあることを証明するものの一つとして、原本を確認し写しを提出していただきます。証明書の写し等の提出に加えて、所得要件等の入居要件を全て満たす必要があります。
7	軽自動車税（種別割）の障がい者に対する減免	https://www.city.minami-uonuma.niigata.jp/docs/1355.html		○	税務課	025-773-6668	同一生計者が障がいのあるパートナー等のために使用する軽自動車を対象